

平成23年5月16日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

東日本大震災 義援金等の税務上の取扱

—4月27日東日本大震災臨時特例法公布施行で支援策拡充—

◎個人で義援金等を寄附した場合

①寄附金控除・・・次のイ) ロ) ハ) の金額のうち最も少ない金額から2000円を控除した金額をその寄附をした年の所得金額から差し引くことができます。(要確定申告、住民税も軽減有)

イ) その年に支出した「震災関連寄附金」とその年の所得金額の40/100相当額との合計額

*「震災関連寄附金」とは平成23年3月11日から平成25年12月31日までの期間に国又は今震災により著しい被害を受けた地方公共団体に対する寄附金(新聞・放送等の放送機関、その他募金団体を經由して国又は地方公共団体に拠出されることが明らかなものを含む)及び財務大臣が指定した、日本赤十字社、中央共同募金会、各都道府県共同募金会等に対する寄附金で今震災に関連するものをいいます。

ロ) その年に支出した寄附金の合計額(上記①のほか、被災地ではない地方公共団体に対するもの、今震災関連以外で財務大臣が指定したもの、社会福祉法人等の特定公益増進法人に対するもの、政治活動に関する寄附金、認定NPO法人に対するもの等の合計)

ハ) その年の所得金額の80/100相当額

②税額控除・・・上記「震災関連寄附金」のうち認定NPO法人又は共同募金会連合会に対して支出したもので、被災者に対する救援又は生活再建の支援を行う活動に必要な資金に充てられるもののうち、上記①の寄附金控除の適用を選択せず、この税額控除を選択したもの(以下「特定震災指定寄付金」といいます。)については、次のイ) ロ) ハ) の金額のうち最も少ない金額をその年分の所得税額から控除できます。(要確定申告)

イ) (その年の「特定震災指定寄付金」の合計額－¥2000) ×40/100

ロ) [その年の所得金額の80/100相当額－{その年に支出した寄附金の合計額(上記①ロ)－その年の「特定震災指定寄付金」の合計額}－¥2000] ×40/100

ハ) その年分の所得税額の25/100相当額

◎法人が義援金等を寄附した場合

①国又は地方公共団体への寄附金(新聞・放送等の放送機関、その他募金団体を經由して国又は地方公共団体に拠出されることが明らかなものを含む)及び財務大臣が指定した、日本赤十字社、中央共同募金会、各都道府県共同募金会等に対する寄附金・・・全額損金扱い

②被災した取引先に対する災害見舞金・・・交際費に該当しない費用として全額損金扱い

③被災者に自社製品を提供する費用(原価、運賃その他)・・・寄附金、交際費に該当しない広告宣伝費等として全額損金扱い